

2025年9月18日

長太郎カントリークラブ会員の皆様

PGMプロパティーズ株式会社  
代表取締役 田中 耕太郎

## 年会費改定および会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会全体における物価および人件費の上昇に伴い、ゴルフ場運営にかかる費用が増加している現状を受け、経営母体である平和グループ（PGMおよびアコーディア・ゴルフ）の全クラブにおいて諸料金の見直しを実施しております。

この度当クラブにおきましても、下記のとおり年会費を改定させていただくこととなりました。併せて、会則の一部変更も行います。改定内容および変更の効力発生日は下記にてご確認いただきますようお願い申し上げます。改定内容につきましては、当クラブの理事会において承認いただきましたことを申し添えます。

なお、今後も物価動向や運営コストの変動に応じて、年会費およびプレー料金を毎年見直してまいります。皆様に快適なクラブライフをご提供すべく、より一層の努力を重ねてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. 年会費の改定

2026年分より、年会費を次のとおり改定させていただきます。

会員種別	現行	改定後
正会員	46,200円	52,800円
平日会員	30,800円	35,200円

※上記料金は消費税込み

#### 2. 会則一部変更

上記の改定に伴い、2026年1月1日を効力発生日として、会則別紙2「名義変更手続要項」および別紙6「諸料金一覧」の年会費を上記1.に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、会則別紙2、別紙6の新旧対照表および改定後の会則（会則本文は改定施行日以外に変更ございません。）を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

# 会則別紙2 新旧対照表

現行

会則 別紙2

※2026年1月1日改定後

会則 別紙2

## 長太郎カントリークラブ 名義変更手続要項

## 長太郎カントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																		
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																		
必要書類	<p><b>① 譲受人(入会)必要書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 経歴書</td> <td>法人の場合は登録者のもの</td> </tr> <tr> <td>③ 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>⑤ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑦ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 経歴書	法人の場合は登録者のもの	③ 委任状(譲受人用)		④ 名義変更申請書	譲渡人と連記	⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																	
② 経歴書	法人の場合は登録者のもの																		
③ 委任状(譲受人用)																			
④ 名義変更申請書	譲渡人と連記																		
⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																		
⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																		
⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																		
⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																		
⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																		
<p><b>② 譲渡人(退会)必要書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。          * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。          * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。          * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。          * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要									
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																		
② 委任状(譲渡人用)																			
③ 会員権の証書																			
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																		
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																		
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>385,000 円</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>33,000 円</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000 円</td> <td>55,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2025年10月1日改定</p>		正会員	平日会員	一般	385,000 円	275,000 円	相続または3親等内親族間の場合	33,000 円	33,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	55,000 円						
	正会員	平日会員																	
一般	385,000 円	275,000 円																	
相続または3親等内親族間の場合	33,000 円	33,000 円																	
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	55,000 円																	
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>46,200 円</td> <td>30,800 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		46,200 円	30,800 円												
	正会員	平日会員																	
	46,200 円	30,800 円																	
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1</td> <td>電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1	電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546														
書類送付先	連絡先																		
長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1	電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546																		

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。



手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																		
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																		
必要書類	<p><b>① 譲受人(入会)必要書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 経歴書</td> <td>法人の場合は登録者のもの</td> </tr> <tr> <td>③ 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>⑤ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑦ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 経歴書	法人の場合は登録者のもの	③ 委任状(譲受人用)		④ 名義変更申請書	譲渡人と連記	⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																	
② 経歴書	法人の場合は登録者のもの																		
③ 委任状(譲受人用)																			
④ 名義変更申請書	譲渡人と連記																		
⑤ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																		
⑥ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																		
⑦ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																		
⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																		
⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																		
<p><b>② 譲渡人(退会)必要書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。          * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。          * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。          * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。          * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要									
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																		
② 委任状(譲渡人用)																			
③ 会員権の証書																			
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																		
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																		
名義変更料(消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>385,000 円</td> <td>275,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>33,000 円</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>110,000 円</td> <td>55,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	385,000 円	275,000 円	相続または3親等内親族間の場合	33,000 円	33,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	55,000 円						
	正会員	平日会員																	
一般	385,000 円	275,000 円																	
相続または3親等内親族間の場合	33,000 円	33,000 円																	
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	110,000 円	55,000 円																	
年会費(消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>52,800 円</td> <td>35,200 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		52,800 円	35,200 円												
	正会員	平日会員																	
	52,800 円	35,200 円																	
書類送付先連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1</td> <td>電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1	電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546														
書類送付先	連絡先																		
長太郎カントリークラブ 会員課 〒287-0205 千葉県成田市奈土1413-1	電話 0476-73-7711 FAX 0476-73-5546																		

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

# 会則別紙6 新旧対照表

現行

会則別紙6

## 長太郎カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	46,200 円	30,800 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	22,000 円	22,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,400 円	4,400 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※2026年1月1日改定後

会則別紙6

## 長太郎カントリークラブ 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員
年会費	52,800 円	35,200 円
バッグ保管料(年間)	13,200 円	13,200 円
証書再発行手数料	22,000 円	22,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,400 円	4,400 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

